

今号の主な内容

- 2面 車いす・シルバーカーの貸し出し
- 3面 リポート明石のご案内
- 4面 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況
- 5面 資源回収にご協力を
- 6面 中央清掃工場の排ガスなどの調査結果
- 7面 平成28年度大気汚染・河川水質調査結果
- 11~8面 情報コーナー(施設/保健・医療・福祉/講座・催し物/スポーツ/国保・年金/その他)

区のおしらせ



中央

7/21

HP <http://www.city.chuo.lg.jp> ツイッター https://twitter.com/chuo_city フェイスブック <https://www.facebook.com/tokyochuo.city>

凡例 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

地域福祉活動に参加してみませんか



社会福祉協議会では、区民や町会・自治会、各団体、企業など地域の皆さんと連携し、力を合わせて、誰もが住み慣れた地域で安心して快適な暮らしができるよう、さまざまな地域福祉活動を行っています。今回は、地域による支え合い活動をご紹介します。

虹のサービス (区民どうしのたすけあい家事サポート)

～ご近所同士の「たすけあい」を大切に～

高齢や障害、出産などにより日常の家事にお困りの方(利用会員)を、地域の方(協力会員)がお手伝いする有償の助け合い活動です。



現在、約150人の協力会員が、自身のこれまでの経験などを生かしながら活躍中です。

「ありがたい一言が何よりの励み」と協力会員の皆さんはおっしゃいます。あなたもぜひ一緒に活動しませんか。

活動内容

掃除、買い物、食事の支度、外出・通院の付き添い など

問 在宅福祉サービス部推進課

☎(3206)0603

ファミリー・サポート・センター

～地域で応援！みんなで子育て～

子育ての手助けができる方(提供会員)と、子育ての手助けが必要な方(依頼会員)が、お互いに助け合いながら子どもの成長を地域で支えていく、有償の助け合い活動です。



提供会員の皆さんには、登録時講習会を受講していただくとともに、「できるときに、できることを、できる範囲で」を合言葉に、安全第一で無理のない活動を心掛けていただいています。あなたも子どもたちとの楽しい触れ合いを体験してみませんか。

活動内容

- 保護者に代わっての保育園や幼稚園への送迎
- 提供会員宅での子どもの預かり など

問 ファミリー・サポート・センター ☎(3206)0120

社会貢献型後見人 (市民後見人)

～365日活動中～

高齢や障害などにより判断能力が不十分な方が安心してその人らしい生活を送れるよう、親族でも専門職でもなく同じ区民という身近な立場で後見活動を行っています。



ご本人の代理人として責任ある活動ですが、皆さんやりがいを持って熱心に取り組んでいます。

活動内容

- 生活費の管理や契約手続き
- 施設職員との調整や見守り など

簡単な活動ではありませんが、どなたでもよりよい人生を全うできるよう、今私たちにできることをしていきましょう。



問 成年後見支援センター「すてっぴ中央」 ☎(3206)0567

おとなりカフェ・ちょこっと相談会

～地域の「ささえあい」をつなげます～

社会福祉士が個別相談に応じます。お茶を飲みながら、気軽に相談してみませんか。

日時

- 毎月第1・3土曜日 午前9時30分～12時30分
- 毎月第2・4水曜日 午後1時～4時

会 場 勝どきデイルーム(勝どき1-5-1 1階、勝どき区民館と同じ建物)

対 象 どなたでも利用できます。

相談例

- 地域で気軽に交流できる場所が欲しい
- 問題を抱えているが、誰に相談していいかわからない
- 隣人トラブルに巻き込まれた など

費 用 無料(飲み物100円)

◎当日、直接会場へお越しください。

問 管理部地域ささえあい課 ☎(3523)9295



人口と世帯 7月1日現在(前年同期)

人 口	住民基本台帳	154,029	(146,289)
	〔うち外国人〕	6,630	(5,793)
男		73,466	(69,770)
	〔うち外国人〕	3,369	(2,982)
女		80,563	(76,519)
	〔うち外国人〕	3,261	(2,811)
世 帯		87,862	(83,951)
昼間人口	(平成27年国勢調査)	608,603	

ボランティア・区民活動センター

ボランティア・区民活動センターでは、ボランティア活動をしたい方、してほしい方の相談などを受け付けています。

問 ボランティア・区民活動センター ☎(3206)0560



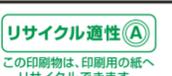
△社会福祉協議会 イメージキャラクター「ニジノコ」

共 通

社会福祉協議会の各事業について詳しくは、社会福祉協議会のホームページをご覧ください。なお、車いす・シルバーカーの貸し出しについては、本紙2面に掲載しています。

問 中央区社会福祉協議会 中央区八丁堀4-1-5 ☎(3206)0506 FAX(3206)0601

HP <http://www.shakyo-chuo-city.jp/>



凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

車いす・シルバーカーの貸し出し

社会福祉協議会では、日常生活の行動範囲を広げ、福祉の増進を図ることを目的に、企業や団体などから寄付していただいた車いす・シルバーカーを区民の方に貸し出しています。

車いすの貸し出し

対象

- ・社会福祉協議会会員(申込時に会員加入可)およびその家族で、何らかの理由で車いすが必要な方
- ・「虹のサービス」利用会員の方
- ・会員以外で、通院や退院、旅行、けがなどで一時的(1カ月以内)に車いすが必要な方

貸出期間

原則6カ月以内(会員以外は1カ月以内)

貸出窓口

- ・社会福祉協議会在宅福祉サービス部推進課
- ・さわやかワーク中央
- ・日本橋・月島特別出張所区民係
- ・シニアセンター

シルバーカー(移動用補助車)の貸し出し

対象

- ・社会福祉協議会会員(申込時に会員加入可)およびその家族で、おおむね65歳以上の高齢者
- ・「虹のサービス」利用会員の方

貸出期間

原則6カ月以内
貸出窓口
・社会福祉協議会在宅福祉サービス部推進課
・さわやかワーク中央

「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」

清潔で美しいまちづくりのため、ご協力をお願いします

区では、快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することを目的に、「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」を制定し、公共の場所における歩きタバコや吸い殻入れの設置されていない場所、または混雑している場所での喫煙、ポイ捨てを禁止しています。

今年度も指導員による歩きタバコ・ポイ捨て防止巡回パトロール(年末年始を除く毎日)や、区内各地域で街頭キ

ャンペーン(月1回程度)などを実施する他、区道などへの路面シートの貼付・立て看板の設置や、町会・自治会、商店会、事業所などへのポスターやチラシ、ステッカーの配布・掲出依頼など、一人でも多くの方に条例の趣旨を知っていただくため、多方面にわたる啓発活動を行ってまいります。また、歩きタバコを防止し、喫煙者も非喫煙者も安心で快適な環境整備を図るため、「中央区まちづくり基本条例」に

基づき、大規模な開発事業の際に、喫煙場所の確保を要請するなど、喫煙所の整備を促進してまいります。区内全域から、歩きタバコやポイ捨てをなくすためには、区民・事業者の皆さんと力を合わせ、粘り強い取り組みを進めることが不可欠です。清潔で快適な地域環境の実現に向け、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

環境推進課環境活動係
☎(3546)5403
環境推進課女性施策推進係
☎(5543)0651

共通

費用

無料
◎社会福祉協議会の年会費は千円以上です。

◎介護保険制度などで車いす・シルバーカーをご利用できる方は原則として対象外です。

◎車いすとシルバーカーの同時貸し出しはできません。
◎民間タクシー会社と提携し、

女性センター「ブーケ21」女性相談

自分自身の生き方、夫婦や親子の関係、配偶者や恋人からの暴力(DV)、近所や職場での人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の女性相談員がお話を伺い、解決の道と一緒に考えます。一人で悩まずに、お気軽にお電話ください(秘密厳守)。

電話相談(予約不要)

日時
毎週月曜日
午前10時～午後4時
午前10時～午後4時
面談相談(予約制)
日時
毎月第1・5水曜日、第4火曜日
午前10時～午後4時
毎月第2火曜日、第3水曜日
午後3時30分～8時30分

別表1

名称	はるみさくらさくほいくえん(※)	ほっぺるランド佃
所在地	晴海2-5-24晴海センタービル1階	佃1-11-8ピアウエストスクエアノースウイング2階・サウスウイング2階
電話	☎(3562)7839 開設準備室	☎(3532)5230
保育年齢	0歳児(7カ月)～2歳児	0歳児(7カ月)～5歳児
開設日	10月1日(日)	
種別	私立認可保育園	
開所時間	午前7時30分～午後6時30分	
延長保育	午後6時30分～午後7時30分(1歳児クラス以上)	
休園日	日曜日、祝日、年末年始	

(※)当初は9月開設を予定していましたが、10月開設となりました。

別表2

はるみさくらさくほいくえん (単位:人)

0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	延長
(57日)	(7カ月)							
-	6	10	5	-	-	-	21	5

・平成29年度の2歳児クラスに在籍することになるお子さんは、平成30年4月には区立晴海こども園3歳児クラスに進級できる予定です。
・平成31年度4月以降に3歳児クラスに進級するお子さんは、区立晴海こども園の他1園を連携園として設定するため、いずれかの園に進級できる予定です。ただし、各園5人の定員のため、ご希望に沿えない場合があります。
・平成30年4月から2歳児クラスの定員を10人とする予定です。

ほっぺるランド佃(上段:現行、中段:認可移行後、下段:10月入所受け入れ可能予定数)

0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	延長
(57日)	(7カ月)							
1	11	17	10	39	-			
-	6	12	17	19	19	19	92	20
-	5	2	5	17	16	19	64	20

別表3

申し込み資格	労働または疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難、かつ集団保育が可能な子どもの保護者
対象クラス	子どもの生年月日
0歳児(57日)	平成29年3月2日～平成29年8月6日
0歳児(7カ月)	平成28年4月2日～平成29年3月1日
1歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日
2歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日
3歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日
4歳児	平成24年4月2日～平成25年4月1日
5歳児	平成23年4月2日～平成24年4月1日

別表4

受付期間	8月2日(水)～9月1日(金)(土・日曜日、祝日を除く。ただし、区内認可保育園・認定こども園では土曜日でも申し込みを受け付けます) 午前8時30分～午後5時(区内認可保育園・認定こども園についても午後5時までの受け付けになります)
受付場所	区役所6階子育て支援課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センター、区内認可保育園・認定こども園
提出書類	入園を希望する方(今回初めて申し込みの方) ・子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所入所申込書 ・保育の必要性を証明する書類(勤務証明書、診断書、母子健康手帳など)
既に申し込みをしており、希望園・順位を変更する方	・支給認定変更認定申請書兼申請内容変更届
転園を希望する方	・保育所転園申込書 ・保育の必要性を証明する書類(勤務証明書、診断書、母子健康手帳など)
延長保育を希望する方(1歳児クラス以上)	・月極延長保育申込書 ・勤務証明書(裏面の「直近過去3カ月の勤務実績」欄にも記載があるもの)
◎「はるみさくらさくほいくえん」を希望される方は、上記書類の他に連携園への進級に関する「確認書」も必要となります。 ◎その他、必要に応じて課税証明書などの提出をお願いすることがあります。	
注意事項	・申し込み方法について詳しくは、「平成29年度保育園のご案内」をご確認ください。 ・申し込みに関する全ての書類は、申込締め切り日までに提出してください。受付期間内に提出されない場合は利用調整の対象となりません。 ・各提出書類は直接受付場所に提出してください。郵送での申し込みは受け付けません。 ・申し込み内容に虚偽、差異があった場合は、内定を取り消します。また、申込時と入園(転園)時に状況に差異があると、退園となります。 ・転園が内定した場合は、元の園には戻りません。内定を辞退した場合、または内定が取り消しとなった場合は退園となります。

私立認可保育園の新規開設などに伴う入園募集

10月1日(日)から新たに「はるみさくらさくほいくえん」を開設します。また、認定保育所である「ほっぺるランド佃」が認可保育園に移行します。

保育園概要・定員などは別表1・2のとおりです。開設と移行に当たり、10月入園・転園・延長保育の申し込みを受け付けます。

対象・申し込み方法などは別表3・4のとおりです。子育て支援課保育入園係
☎(3546)9587

リハポート明石のご案内

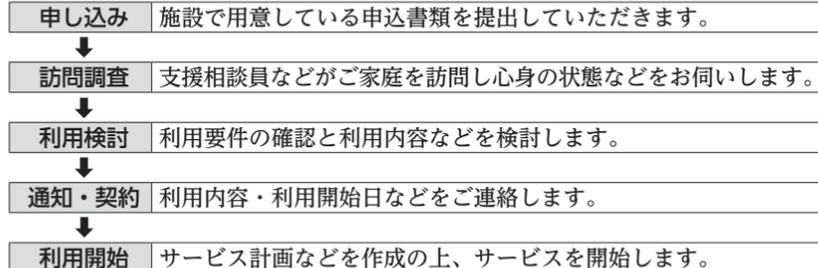
リハビリで在宅生活をサポートします

リハポート明石では、要支援・要介護認定を受けている方が、住み慣れた家庭や地域で長く自立した生活が送れるよう、リハビリテーションなどを通じて、心身機能の低下予防や改善を支援しています。まずは、通所(デイケア)や短期入所(ショートステイ)で施設を利用してみませんか。ぜひ一度、見学にお越しください。

対象・コース
施設に通う方に、リハビリテーションや日常生活の動作訓練、入浴・昼食などのサービスを行います。車での往復送迎もあります。
対象・コース
要介護認定を受けている方

対象
要支援・要介護の認定を受けている方
施設に入所した方に、個々の状態に応じたリハビリテーション計画に沿った、看護や医学的管理の下での介護、機能訓練などを行います。また、入所中は料理やカラオケなどのレクリエーション、書道や水彩画などの趣味娯楽活動、フラワーアレンジメントなどのクラブ活動も行います。
対象
要介護認定を受けている方
おおむね3カ月(状況に応じて6カ月まで延長可)

施設利用の流れ



申し込み 施設で用意している申込書類を提出していただきます。
訪問調査 支援相談員などがご家庭を訪問し心身の状態などをお伺いします。
利用検討 利用要件の確認と利用内容などを検討します。
通知・契約 利用内容・利用開始日などをご連絡します。
利用開始 サービス計画などを作成の上、サービスを開始します。

●必要により契約前にかかりつけ医作成の診療情報提供書をご提出いただくことがあります。

凡例

お問い合わせ先

HP ホームページアドレス

Eメールアドレス

区ホームページの バナー広告掲載募集

掲載期間
3・6・9・12カ月の4区
費用
1 広告につき月額2万円
申し込み方法
掲載希望月の前月10日(消印有効)までに区のホームページに掲載されている「中央区ホームページ掲載申込」区ホームページ掲載申込書に記入して、区役所2階広報課窓口持参または郵送して申し込み。
●詳しくは区のホームページをご覧ください。
●1 広告主1 広告まで
●詳しくは区のホームページをご覧ください。
〒104-8404
中央区築地1-1-1
広報課係
☎(3546)5218

テレビ広報・ラジオ広報

テレビ広報

番組名 「こんにちは 中央区です」
番組内容 区政に関するさまざまな情報をピックアップしてお知らせ
企画番組(毎週土曜日放送) 一つのテーマについて紹介する特集番組です。7月は「区政の一年 平成29年上半期」と題し、区内の話題や区政の動きを振り返ります。
放送事業者
・東京ベイネットワーク(株)
☎(0120)443404
・東京ケーブルネットワーク(株)
☎(0800)1232600
・(株)ジェイコム東京
☎(0120)999000
放送時間・チャンネルは11

▲キャスターの渡名喜織恵さん

ラジオ広報

番組名・番組内容
番組名「こんにちは 中央区です」
番組内容 区政に関するさまざまな情報をピックアップしてお知らせ
企画番組(毎日放送) 「ウィークリー声の架け橋」
区内のイベントや地域の行事、区内の老舗・銘店巡り、外国人観光客へのインタビューなど
放送事業者
中央エフエム(株)
☎(5542)1914
放送時間・チャンネルは10
面の欄外をご覧ください。
番組への意見募集
今後の番組作りのために、放送内容に関するご意見・ご要望をお聞かせください。
広報課係
☎(3546)5218

▲ラジオ広報取材の様子

相談案内

◎相談日が祝日、休日などに当たる場合は変更になることがあります。
平成29年7月21日現在

相談案内	日時	場所	予約先
区民相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	まごころステーション	予約不要
法律相談	毎週金曜日 毎月第2・4水曜日 毎月第1・3月曜日	区民相談室 日本橋特別出張所 月島特別出張所	☎(3546)9590
人権擁護相談	毎月第3木曜日	区民相談室	予約不要
国の行政相談	毎月第3水曜日	区民相談室	☎(3546)9590
行政書士相談	毎月第1火曜日	区民相談室	☎(3546)9590
司法書士相談	毎月第3火曜日	区民相談室	☎(3546)9590
成年後見・司法書士相談	毎月第1水曜日	区民相談室	☎(3546)9590
遺言・公証相談	偶数月の第4水曜日 5・9・1月の第3水曜日 7・11・3月の第4水曜日	日本橋特別出張所 月島特別出張所	予約不要
年金相談	毎月第2・4水曜日 毎月第2・4月曜日	区民相談室 京橋プラザ区民館	☎(3546)5266 ☎(3561)5191
税務相談	毎月第2・4水曜日	区民相談室	☎(3546)9590
分譲マンション管理相談	毎月第3月曜日	区民相談室	☎(3546)9590
不動産取引相談	毎月第4木曜日	区民相談室	☎(3546)9590
土地家屋調査測量・表示登記相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	建築課	☎(3546)5459
建築物の耐震相談	毎月第1月曜日	区民相談室	☎(3546)5466
住宅住み替え相談	毎月第2・4火曜日	区民相談室	☎(3546)5355
高齢者のための住み替え相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	介護保険課	予約不要
高齢者の保健福祉・介護保険の相談	月～土曜日 午前9時～午後6時	各おとしより相談センター	☎(3551)9200
シルバーワーク中央/おおむね55歳以上の方の無料職業紹介相談	月～金曜日 午前9時～午後4時	シルバーワーク中央	☎(3551)9200

相談案内	日時	場所	予約先
「ブーケ21」女性相談	毎月第1・5水、第4火曜日 毎月第2火、第3水曜日	女性センター「ブーケ21」	☎(5543)0653
女性相談	月～金曜日	子育て支援課	☎(3546)5350
ひとり親家庭相談	月～金曜日	子育て支援課	予約不要
家庭相談	月～土曜日	子ども家庭支援センター	☎(3534)2255
保育園入園相談	日～土曜日	教育センター	☎(3545)9200
子どもと子育て家庭の総合相談	日～土曜日	福祉センター	☎(3545)9311
来所教育相談	月～土曜日	福祉センター	☎(3545)9311
こどもの発達相談	月～金曜日	障害者福祉課	予約不要
障害のある方の相談全般	月～金曜日	福祉センター	☎(6264)3957
精神に障害のある方の一般相談	月・水・木曜日 土・日曜日	障害者地域活動支援センター「ポケット中央」	☎(3541)1021
保健福祉相談	月～金曜日	保健所・保健センター	予約不要
生活困窮者・生活保護の相談	月～金曜日	生活支援課	☎(3546)5496
福祉サービス苦情・相談	毎月第1・3水曜日	福祉サービス苦情・相談窓口	☎(3546)8373
商工相談	月～金曜日	商工観光課	☎(3546)5330
消費生活相談	月～金曜日	消費生活センター	☎(3543)0084
交通事故相談	月～金曜日	中央交通事故相談所	☎(3206)0507
電話相談(予約不要)			
「ブーケ21」電話女性相談	毎週月曜日	女性センター「ブーケ21」	☎(5543)0653
認知症サポート電話相談	月～金曜日	介護保険課	☎(3546)5286
電話医療相談	月～金曜日	中央区保健所	☎(3545)1875
電話教育相談、子ども電話相談	月～土曜日	教育センター	☎(3545)9203

(3) 区民相談全般・窓口のご案内については、「まごころステーション」☎(3546)0561へお気軽にお問い合わせ・ご相談ください。

◎切り取ってご利用ください。

別表1 個人または法人による閲覧(平成28年度)

Table with 5 columns: No., Name/Representative, Purpose, Date, Resident Area. Lists various surveys and their details.

別表2 国または地方公共団体の機関による閲覧(平成28年度)

Table with 5 columns: Name, Purpose, Date, Resident Area. Lists government agency surveys.

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況

成28年度の閲覧状況を公表します(別表1・2参照)。ただし、犯罪捜査、訴訟の

住民基本台帳法に基づき平成28年度の閲覧状況を公表します。提起などに関するものは除きます。区民生活課総合窓口係

契約業者登録制度

区では、区の発注する工事・物品の購入・委託などの受注を希望する事業者を対象に、次の二つの登録制度を設けています。

競争入札参加資格登録制度
入札対象となる高額な契約は、競争入札参加資格の登録が必要になります。登録手続きは、インターネットにより受け付けを行っています。

登録内容の変更および抹消
所在地や名称、代表者名など登録されている内容に変更があった場合や廃業、区外への転出、中央区競争入札参加資格の取得などにより登録の抹消を希望する場合は届け出が必要です。次の書類を提出してください。

小規模事業者登録制度
区が発注する工事・物品の購入・委託などの契約のうち、「小額で簡易な契約」の受注を希望する区内の中小事業者を対象に、手続きの簡単な「小規模事業者登録制度」を設け、申請を受け付けています。

受付時間
随時
競争入札参加資格者のうち、区内の中小事業者に対しては、優先的に発注を行います。
抹消の場合
・中央区小規模事業者登録抹消届
・中央区小規模事業者登録変更届
・変更後の登記簿謄本、住民票など

資源回収にご協力を 〜リサイクル活動に参加しよう〜

区では、さまざまな方法で資源を回収しています。皆さんのご協力をお願いします。

町会などでの集団回収

町会・自治会、PTAなどの団体が日時や場所を決め、家庭から出る新聞や缶などの資源を持ち寄って回収業者に引き渡す、自主的なリサイクル活動です。

区では集団回収に対し、支援を行っており、活動団体の登録を随時受け付けています。

回収量1kg当たり7円を助成する他、回収実績のある団体には、半期ごとに1万2千円を助成します。詳しくはお問い合わせください。

回収曜日(別表1のとおり)に、新聞、びん、缶などの資源やプラスチック製容器包装を集積所で回収しています。

回収品目
①資源の日
・新聞、段ボール、雑誌・雑

紙(本、包装紙、紙箱、コピー用紙など)
回収品目ごとに、ひもで束ねて出してください。
びん(黄色のコンテナへ)、
缶(青色のコンテナへ)
中を軽くすすいで出してください。
金属製のなべ・やかん・フライパン(青色のコンテナへ)
・スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ(青色のコンテナへ)
他の缶と分け、中身の見える袋に入れて出してください(中身を使い切ってから出してください)。
ペットボトル

キャップ・ラベルを外し、中を軽くすすぎ、つぶしてから中身の見える袋に入れて出してください。
②プラマークの日
・プラスチック製容器包装
食料品や日用品などに使われているプラスチック製の「容器や商品を包む「包装」で、別図のマークが目印です。汚れているものは軽くすすぐか汚れを拭き取り、中身の見える袋に入れてください

このマークが目印です。

このマークが目印です。

事業系の資源は有料です。袋の大きさに応じたごみ処理券を貼って出してください。

資源は、回収当日の午前8時までに出してください。

区の施設での拠点回収
回収箱設置施設別表2のとおり)や小学校など(別表3のとおり)で、飲料用紙パックや食品用トレイなどご家庭から出た資源を回収しています。

中央清掃事務所清掃事業係
☎(3562)1523

無料で貸与する回収ボックス(4個で1組)に古紙を分別して入れるだけで、ひもで束ねたりする手間が掛かりません。また、専門の回収業者がオフィスに伺い、古紙をボックスごと回収し空のボックスと交換していきます。

①個のボックスには、古紙が約20kg入ります。

別の種類
次の4種類から、古紙の排出量に合わせて自由に組み合わせ

7月3日(月)から次のとおり拡大しています。

新設の回収場所および日時
区役所1階ロビー、中央清掃事務所2階受付
午前8時30分〜午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

その他、リサイクルハウスかざぐるま明石町・箱崎町土曜日の午前中に区内全小

学校および銀座・日本橋中学校で拠点回収しています。

主 催
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
◎詳しくは区のホームページをご覧ください。

☎(3562)1523

別表1 ごみ集積所の資源回収曜日・地域

京橋地域			
町名	丁目	プラマーク	資源
明石町	全域	火	月
入船		火	月
京橋		火	火
銀座	一〜二丁目	木	木
	三〜四丁目	水	水
	五〜六丁目	土	土
	七〜八丁目	月	月
新川	全域	月	土
新富		水	火
築地		水	火
八丁堀	一丁目	火	月
	二〜四丁目	月	土
浜離宮庭園	全域	火	月
湊		火	月
八重洲		火	火
日本橋地域			
町名	丁目	プラマーク	資源
大伝馬町	全域	水	火
蛸殻町	一丁目	金	木
	二丁目	火	月
兜町	全域	火	月
茅場町		火	月
小網町		金	木
小伝馬町	1〜2番、7〜21番	水	火
	3〜6番	土	金
小舟町	全域	水	火
富沢町		水	火
中洲		金	木
日本橋	一〜三丁目	金	金
人形町	一丁目	金	木
	二丁目1〜14番	木	木
	二丁目15〜37番	金	木
三丁目	三丁目	水	火
	全域	月	土
馬喰町	全域	火	月
箱崎町	一丁目	月	土
浜町	二丁目	木	水
	三丁目	金	木
	全域	月	土
東日本橋	全域	月	土
久松町		月	土
堀留町		水	火
本石町		土	金
本町		土	金
本町	一丁目1〜5番	土	金
	一丁目6〜9番	水	火
	一丁目10番	金	木
	二丁目1〜5番	土	金
	二丁目6〜8番	水	火
	三丁目1〜5番	土	金
三丁目6〜11番	水	火	
四丁目	土	金	
室町	全域	土	金
八重洲	一丁目	金	金
横山町	全域	月	土
月島地域			
町名	丁目	プラマーク	資源
勝どき	全域	土	金
月島		木	水
佃		金	木
豊海町		土	金
晴海		金	木

別表2 拠点回収の回収箱設置施設

施設	飲料用紙パック・食品用トレイ	乾電池	布類	小型家電
中央清掃事務所	○			○
京橋プラザ区民館	○			
京橋区民館	○			
銀座区民館	○			
新富区民館	○			
女性センター「ブーケ21」	○			
中央区保健所	○			
リサイクルハウスかざぐるま明石町	○	○	○	○
区役所本庁舎				○
区役所別館	○	○		
築地社会教育会館	○			
京華スクエア	○	○		
八丁堀分庁舎	○			
新川区民館	○			
マイホーム新川	○			
十思スクエア	○			
日本橋保健センター	○			
日本橋社会教育会館	○	○		
人形町区民館	○			
日本橋区民センター	○	○		
リサイクルハウスかざぐるま箱崎町	○	○	○	○
産業会館	○			
久松町区民館	○			
総合スポーツセンター	○			
浜町会館	○			
新場橋区民館	○			
シニアセンター	○			
佃区民館	○			
月島スポーツプラザ	○			
月島清澄通りコミュニティルーム	○			
月島区民センター	○	○		
勝どき区民館	○			
豊海区民館	○			
アートはるみ	○			
マイホームはるみ	○			
晴海区民館	○			
ほっとプラザはるみ	○	○		

別表3 小学校などの拠点回収

京橋地域	日本橋地域	月島地域
毎週土曜日 午前9時30分〜11時30分	毎週土曜日 午前9時〜11時	毎週土曜日 午前10時〜正午
城東小学校(※) 泰明小学校 中央小学校 明石小学校 京橋築地小学校 明正小学校 銀座中学校	常盤小学校 日本橋小学校 有馬小学校 久松小学校 阪本小学校(※) 日本橋中学校	佃島小学校 月島第一小学校 月島第二小学校 月島第三小学校 豊海小学校 ほっとプラザはるみ

(※)7月22日(土)から城東小学校、阪本小学校は改築工事のため、それぞれ中央清掃事務所、坂本町公園で実施します。

◎回収品目
・小学校および銀座・日本橋中学校・・・飲料用紙パック、食品用トレイ、布類、廃食用油、蛍光管、乾電池、体温計・血圧計・温度計(水銀式のもの)、小型家電(10cm×25cm以内のもの)および園芸用土
・ほっとプラザはるみ・・・布類

オフィスの古紙をリサイクル 「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」 に参加しませんか

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」は、区内のオフィスの皆さんと区が協力して、オフィスから出る古紙をリサイクルするシステムです。今まで燃やすごみとしていた古紙を資源として再利用することで、ごみの減量につながります。資源の再利用とごみの減量にご協力ください。

回収システム
無料で貸与する回収ボックス(4個で1組)に古紙を分別して入れるだけで、ひもで束ねたりする手間が掛かりません。また、専門の回収業者がオフィスに伺い、古紙をボックスごと回収し空のボックスと交換していきます。

①個のボックスには、古紙が約20kg入ります。
別の種類
次の4種類から、古紙の排出量に合わせて自由に組み合わせ

7月3日(月)から次のとおり拡大しています。
新設の回収場所および日時
区役所1階ロビー、中央清掃事務所2階受付
午前8時30分〜午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

その他、リサイクルハウスかざぐるま明石町・箱崎町土曜日の午前中に区内全小学校および銀座・日本橋中学校で拠点回収しています。

主 催
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
◎詳しくは区のホームページをご覧ください。

☎(3562)1523

別表1 排ガス調査結果

Table with 6 columns: Item, Standard Value, Self-regulation Value, Furnace No., Survey Date, and Unit. Rows include items like ばいじん, 硫黄酸化物, etc.

○「不検出」とは、定量下限値未満を表します。
○各項目の値は、酸素濃度12%換算値です。
○m³N(ノルマル立方メートル)は、0℃、1気圧の標準状態における気体の体積を表します。
○ppmは、100万分の1の割合を表します。

別表2 排水調査結果

Table with 5 columns: Item (Unit), Survey Date, and Standard Value. Rows include Temperature, Color, Turbidity, etc.

○「不検出」とは、定量下限値未満を表します。
○その他、フェノール類等基準値がある30項目については、いずれも「定量下限値未満」でした。

別表4 騒音調査結果

調査年月日：稼働時 平成28年12月26～27日 停止時 平成28年11月11～12日 単位：デシベル

Table with 5 main columns for time periods (Day, Evening, Night, Morning) and 10 measurement points. Sub-columns include Standard Value, Operating, and Stopped.

○地域の区分は、第三種区域(商業地域)です。
○調査地点は、中央清掃工場敷地内の10地点です。

別表6 中央清掃工場周辺の大気環境調査結果(大気質)

調査年月日：稼働時 平成28年8月1～6日 停止時 平成28年11月7～12日

Table with 11 columns: Item, Unit, Area, and 8 measurement points (1-8) plus Average Value. Rows include 浮遊粉じん, 硫黄酸化物, etc.

○「不検出」は定量下限値未満を表します。
○μg(マイクログラム)は、100万分の1グラムの質量を表します。

中央清掃工場の排ガスなどの調査結果

工場から排出される排ガスなど
排ガス調査結果は、各項目とも法基準値よりも厳しく定めた自己規制値を下回っていました(別表1のとおり)。

工場周辺の排ガス
工場周辺の工場稼働時と停止時の大気質の調査結果にも顕著な差はなく、工場周辺のダイオキシン類は、基準値を全て下回っていました(別表6・7のとおり)。

別表3 排ガスのダイオキシン類調査結果

Table with 4 columns: Item (Unit), Standard Value, Survey Value, Survey Date. Rows include 1号炉, 2号炉 for TEQ and PCDD/F.

○ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称です。
○TEQ(毒性等量)は、ダイオキシン類の量を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。
○ng(ナノグラム)は、10億分の1グラムの質量を表します。
○m³N(ノルマル立法メートル)は、0℃、1気圧の標準状態における気体の体積を表します。

別表5 振動調査結果

調査年月日：稼働時 平成28年12月26～27日 停止時 平成28年11月11～12日 単位：デシベル

Table with 7 columns: Time Period, Survey Date, Standard Value, Operating, Stopped. Rows include 1-6 measurement points.

○地域の区分は、第二種区域(商業地域)です。
○調査地点は、中央清掃工場敷地内の6地点です。

別表7 中央清掃工場周辺の大気中のダイオキシン類調査結果

調査年月日：平成29年1月16～23日 単位：pg-TEQ/m³

Table with 3 columns: Survey Location, Survey Value, Environmental Standard. Rows include 中央清掃工場, 京橋築地小学校, 豊海小学校.

○pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムの質量を表します。

清掃工場個人見学会(親子見学会)
日時 8月19日(土) 午後1時30分～3時
会場 中央清掃工場(晴海5-1-1)
対象 なたでも参加可(50人(先着順))
費用 無料
申し込み方法 8月17日(木)午後3時までに電話で申し込み(受け付けは月々土曜日の午前9時～午後5時)。

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

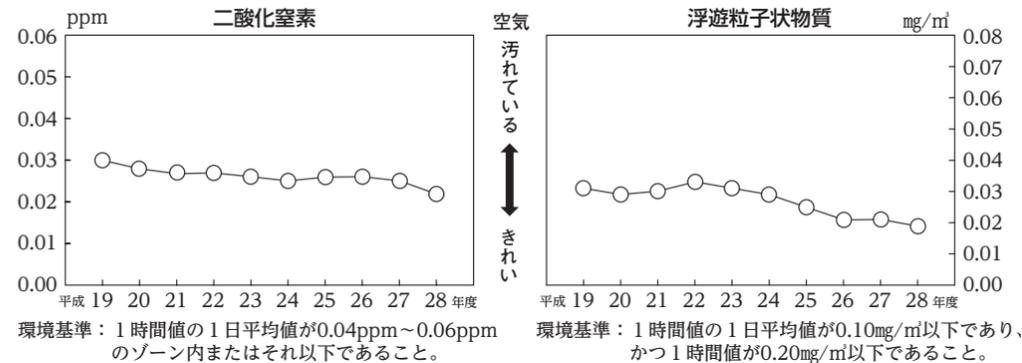
別表1 大気汚染調査結果

(平成28年度)

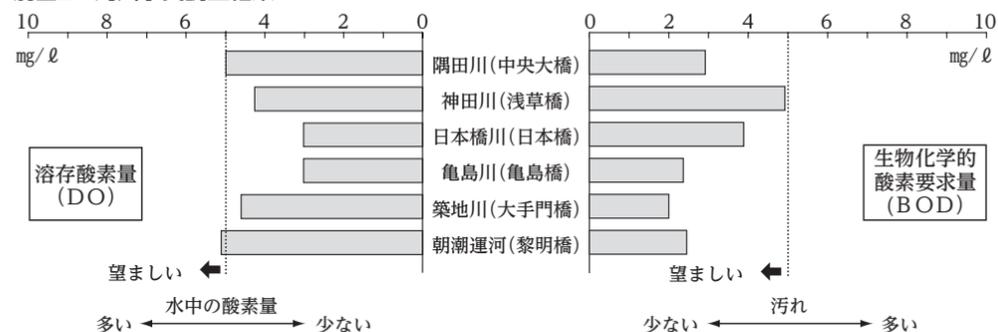
測定室・局	環境基準達成状況							
	二酸化硫黄		一酸化炭素		二酸化窒素	浮遊粒子状物質		光化学オキシダント
	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価	短期的評価
本庁舎(区)	○	○	○	○	○	○	○	×

○は環境基準の達成、×は非達成を表します。
 ◎長期的評価および短期的評価とは、いずれも環境基準達成状況を評価する方法です。長期的は年間を通して評価し、短期的は1時間値、1日平均値などの各値ごとに評価します。
 ◎達成状況の評価は二酸化窒素においては長期的評価のみ、光化学オキシダントにおいては短期的評価のみで評価します。

別図1 二酸化窒素濃度・浮遊粒子状物質濃度の推移(年平均値)



別図2 河川水質調査結果



別表2 自動車排出ガス(二酸化窒素)調査結果

(平成28年度)

調査道路・地点	調査期間	1日平均値の月平均値	環境基準	環境基準を超えた日数
勝どき四丁目児童遊園(勝どき四丁目)	5月1～31日	0.015 ppm	1日平均値が0.06ppm以下	0
清澄通り(月島四丁目)	6月1～30日	0.025		0
晴海通り(築地六丁目)	7月1～31日	0.025		0
昭和通り(京橋三丁目)	10月1～31日	0.027		0
首都高速道路(八丁堀二丁目)	11月1～30日	0.030		0
晴海通り(晴海三丁目)	12月1～31日	0.033		1
新大橋通り(日本橋茅場町一丁目)	1月1～31日	0.031		0

◎ppmとは、百万分の1の体積比を表す単位

別表3 自動車排出ガス(浮遊粒子状物質)調査結果

(平成28年度)

調査道路・地点	調査期間	1日平均値の月平均値	1時間値の最高値	環境基準を超えた日数	
				日数	時間
勝どき四丁目児童遊園(勝どき四丁目)	5月1～31日	0.025 mg/m³	0.074	0	0
清澄通り(月島四丁目)	6月1～30日	0.020	0.064	0	0
晴海通り(築地六丁目)	7月1～31日	0.029	0.103	0	0
昭和通り(京橋三丁目)	10月1～31日	0.020	0.065	0	0
首都高速道路(八丁堀二丁目)	11月1～30日	0.018	0.068	0	0
晴海通り(晴海三丁目)	12月1～31日	0.017	0.067	0	0
新大橋通り(日本橋茅場町一丁目)	1月1～31日	0.010	0.042	0	0

◎環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下

別表4 沿道住戸における自動車騒音の環境基準達成状況調査結果

調査年月日：平成28年10月20～28日

(単位：デシベル)

No	路線名(通称名) 評価区間延長	評価区間 起点～終点	基準点騒音調査結果		
			調査地点		
			測定値	昼	夜
1	高速都心環状線 0.5km	日本橋兜町3～日本橋兜町11	日本橋兜町10-3	71	71
2	高速都心環状線 0.3km	日本橋兜町18～八丁堀2-1	-	-	-
3	一般国道4号(中央通り、江戸通り) 0.8km	日本橋室町1-1～日本橋本町4-8	日本橋室町1-5	66	63
4	一般国道17号(中山道) 0.2km	日本橋室町4-3～日本橋室町4-2	日本橋室町4-5	68	66
5	主要都道10号(永代通り) 0.9km	日本橋1-4～新川1-2	日本橋茅場町1-8	71	69
6	主要都道10号(永代通り) 0.4km	新川1-17～新川1-20	-	-	-
7	特例都道408号(八重洲通り) 0.1km	八重洲1-9～八重洲1-9	-	-	-
8	特例都道408号(八重洲通り) 0.3km	日本橋3-4～日本橋3-11	京橋1-1	68	64
9	特別区道中日第1号線(水天宮通り) 0.3km	日本橋蛸殻町2-4～日本橋蛸殻町2-1	日本橋蛸殻町1-36	68	66
10	特別区道中日第6号線(金座通り) 1.5km	日本橋本石町1-3～日本橋浜町1-4	日本橋人形町3-4	70	68
11	特別区道中日第8号線 0.4km	日本橋小網町18～日本橋蛸殻町1-7	日本橋小網町17-2	66	66
12	特別区道中月第801号線 0.9km	勝どき5-12～勝どき1-8	勝どき5-11	64	62
13	特別区道中月第802号線 0.4km	晴海3-16～晴海3-2	晴海3-10	60	51

◎測定値は、等値騒音レベル値(LAeq)です。
 ◎昼は午前6時～午後10時、夜は午後10時～翌午前6時です。
 ◎環境基準は昼が70、夜が65デシベルです。
 ◎□は環境基準を超えていることを示します。
 ◎No.2、No.6、No.7の騒音レベルについては、推計により算出し、面的評価(環境基準の超過戸数)における環境基準達成率を出しています。

平成28年度 大気汚染・河川水質調査結果

大気汚染常時測定

大気汚染物質の状況を区役所本庁舎で常時測定しています。測定結果は、別表1のとおりです。

河川水質調査

区内の河川と運河6カ所において、年4回季節ごとに水質調査を行っています。別図2に水中に溶け込んでいる酸素量を示す溶存酸素量(DO)と河川汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量(BOD)の平成28年度の平均値を示しました。

魚などの生物が生息しやすい状態は、溶存酸素量5mg/l以上、生物化学的酸素要求量5mg/l以下です。溶存酸素量でみると神田川、日本橋川、亀島川、築地川で生物が生息しにくい状態でしたが、生物化学的酸素要求量でみると全ての河川・運河で生物が生息しやすい状態でした。

排出ガス調査

大気汚染物質である窒素酸化物と浮遊粒子状物質は、濃度が高くなると人の健康に影響を及ぼすことが懸念されており、その主な発生源は、自動車排出ガスです。

平成28年度 自動車公害調査結果

騒音・振動調査

区内の主要道路において、自動車騒音・道路交通振動調査を実施しました。騒音については、昭和通り(日本橋本町二丁目)の夜に要請限度を超えていましたが、その他測定した地点では、昼・夜ともに要請限度を下回っていました。また、振動についても、測定した全ての地点で要請限度を下回っていました。

二酸化窒素は、1地点で環境基準を超えた日が1日ありました。浮遊粒子状物質は、全ての調査結果は、別表2・3のとおりです。

区内の主要道路ごとに、道路境界から背後地を含めた50mの範囲における各住戸の自動車騒音の環境基準達成状況調査を実施しました。

自動車騒音による環境基準の達成状況を調査しました。調査結果は、別表4のとおりです。全ての評価区間の合計達成率は、昼で93.7%、夜で85.7%でした。区ではこれらの自動車公害

調査結果を踏まえ、都などと連携を図り、自動車の適正使用などの排出ガス削減対策や騒音対策の推進に努めています。環境政策課環境計画調整係 ☎(3546)5407

夏の省エネに

取り組みまじょう

夏は冷房などの使用により、電力消費が多くなります。電力消費のピークは午後2時ごろで、そのうち約半分がエアコンによる消費です。夏の省エネの工夫を知って、地球にも家計にも優しい暮らしを送りましょう。

- ・エアコンと扇風機を併用して冷気を循環させる
- ・すだれや緑のカーテンなどで日差しを和らげる
- ・一つの部屋に集まり、みんなで涼しい場所を共有する
- ・室内での熱中症に注意して、無理のない範囲で省エネに取り組みましょう。

環境政策課環境計画調整係 ☎(3546)5406

情報コーナー(9面からのつづき)

区保健所へ持参し、注射済票の交付手続きをしてください。

犬の登録 3,000円
注射済票 550円

飼い主はルールを守りましょう

- リードは、かみつき事故や交通事故に遭う危険を未然に防ぐことができます。
周囲の方や愛犬を守るために必ずリードを付けて散歩をしましょう。
ふんは後始末をして必ず持ち帰り、まちをきれいに保ちましょう。
ノーリードによる散歩およびふんの放置は都の条例に違反しますので、きちんと守りましょう。



中央区保健所生活衛生課生活衛生係
☎(3541)5936

計量器定期検査の事前調査にご協力を

東京都計量検定所では、営業・証明に使う計量器の定期検査を2年ごとに実施しています。

定期検査を実施するに当たり、区では事前の調査を行っています。

対象店舗にはすでに調査用はがきを郵送し、ご返送いただいておりますが、まだお済みでない店舗は、必要事項を記入の上、至急ご返送ください。

【都が行う定期検査の実施期間】

10月26日(木)~12月7日(木)

区民生活課消費生活係

☎(3546)5332

官民境界等先行調査

区では、国土調査法に基づく地籍調査(官民境界等先行調査)を行っています。

官民境界等先行調査は、道路などの境界を調査するもので、震災後の早期復旧などに役立ちます。

今年度は、月島三丁目地区において調査した境界を土地所有者の方に確認していただく立ち会い工程を行い、明石町の西側地区(築地七丁目2番、9番、19番を含む)においては登記所の資料や境界確定図などを基に境界を調査する測量工程を実施する予定です。

該当する地区の土地所有者の方には官民境界等先行調査のお知らせと説明会などのご案内を送付します。

道路課道路台帳係

☎(3546)5414

行政懇談会の結果

5月19日(金)・24日(水)、6月1日(木)にそれぞれ京橋、月島、日本橋の各地域で町会長・自治会長に出席いただき、行政懇談会を開催しました。

この懇談会は、区、警察署、消防署、都第一建設事務所の区内行政機関が一堂に会し、区の主要事業を説明するとともに、地域に関する意見や要望を直接お聞きするものです。

当日のご意見の中からいくつか紹介します。

【質問】

区内企業への防災グッズのあっせんについて

【回答】

昨年度に開催した地域防災フェアでは、区民の方々を対象として、災害時の避難所となる防災拠点の周知を図るとともに、各拠点において消火器などの防災用品を割引販売しました。

この他、現在防災用品を扱う業者の協力により区内の事業所も含めて、用品などの割引・あっせんのご案内を実施しています。また、町会名などの名入れや購入数に応じたさらなる割引もありますので、ご検討ください。

【質問】

路上における違法看板設置防止に関する条例の制定について

【回答】

公道上に看板などの広告物を設置する行為は、安全な歩行者交通や良好な景観の形成に支障を来す恐れがあることから、東京都屋外広告物条例などにより禁止されています。

区では、これら違法看板に対して、交通管理者などと合同によるパトロールを実施し、都条例に基づき、自主移動または除去するよう指導を行うとともに除去を命じる相手近くにおらず、管理できる状態にない場合には、区が除去を行っています。また、啓発活動として、パンフレットを作成し、各種営業許可や更新の窓口となる警察署や保健所で配布しています。

区では、今後も引き続き、交通管理者と連携を図りながら路上看板などへの警告書の貼り付けや、設置者への個別指導に取り組んでいきます。

条例の制定については、他区の条例に基づく対応状況を注視するとともに、情報交換も行いながら、より効果的な取り組みについて、今後とも研究、検討してまいります。

仮住宅使用者の募集

建て替えをご計画の方へ

区内にお住まいの方が安心して住み続けられるまちづくりなどを行う場合、その建て替え工事期間中に利用できる仮住宅の使用者を募集します。

【募集期間・施設内容】

別表のとおり

晴海三丁目まちづくり支援用施設について詳しくはお問い合わせください。

【申し込み資格】

対象事業の区域内に居住している方で建設工事期間中、他に仮住宅を求めることが難しく、事業施行後も別表

Table with columns for facility name, location, type, and details for temporary housing units. Includes rows for '月島清澄通りまちづくり支援用施設', '中洲まちづくり支援用施設', '勝どき駅前まちづくり支援用施設', and '晴海三丁目まちづくり支援用施設'.

【質問】

電線類の地中化における既存電柱に設置済の防犯カメラの移設方法や費用について

【回答】

これまで無電柱化に伴う防犯カメラの移設事例は、本区ではありませんが、設置数の増加とともに今後は、対応を検討する必要があると認識しています。

町会設置の防犯カメラについては、電柱への防犯カメラ共架契約に基づく事由による場合を除き、本区が推進する電線共同溝の整備により、移設が必要となる場合は、原因者負担の観点から区の負担により移設すると想定されます。今後、該当する場合は地域とも協議しながら検討してまいります。

【質問】

保存樹木制度の制定について

【回答】

区では、花と緑に囲まれた健康で快適な生活環境を確保し、区内の緑の総量を増やすため、区内の敷地内にある樹木の保護育成事業に対して助成を行っています。

助成対象となる樹木は、地上1.2mの高さにおける幹回りが1.2m以上の樹木で、良好に維持管理されており、今後も引き続き存続するものです。

助成金額は、対象となる樹木1本当たり10,000円で、同一敷地内の年間の助成限度額は100,000円です。詳しくは、お問い合わせください。

【質問】

勝どき・豊海地区における多目的栈橋の設置について

【回答】

朝潮運河の豊海運動公園前は、朝潮水門の外側に位置しており、高潮や台風による潮位の影響を受けるため安全性の問題上、一般利用には適さないと考えています。

また、新月島運河側については、

船舶が擦れ違える可航幅員が20mと限られているため、プレジャーボート利用者の増加による航行安全上の問題や不法係留など運河の周辺環境悪化などが懸念されます。

このような観点から現状では区として勝どき・豊海地区に多目的栈橋を設置する予定はありません。

なお、防災、救護、救援のための防災船着場の整備については、「東京港防災船着場整備計画」において、既に指定されている月島ふ頭の他に、新たに晴海五丁目にも整備される計画となっています。

【質問】

江戸バスの見直しについて

【回答】

江戸バスの運行ルートや運行本数については、運行開始に当たり、国土交通省、交通管理者である警視庁および区内警察署、国や東京都の道路管理者、町会など区内の地域団体などで構成されるコミュニティバス導入検討会を設置して検討を行い、さらにパブリックコメントなどを経て決定しました。

その後も、本格運行後に得られた課題や意見、利用実態、意向調査結果などを踏まえて、平成23年1月と平成24年7月にルート改善を図ってきました。

江戸バスの増便については、追加のバス購入費などの初期投資の他、人件費などの固定費の増加といった課題があります。このため、現段階で増便を実施することは難しい状況ですが、バスの運行収支や利用状況はもとより、環状第2号線の整備や、都バスの運行状況などを踏まえ、引き続き検討してまいります。

なお、都バスの路線や便数の充実を東京都交通局へ働き掛けたことにより、平成29年4月から都04系統の増便が図られました。

地域振興課自治振興係

☎(3546)5336

- おおむね165㎡以上
・施行者など
二つ以上の敷地の共同化を行う方
④災害による建築物の建て替え
◎申し込みが募集戸数を超えた場合は、対象事業の①~④の順を優先順位として決定し、優先順位が同じ事業の場合は抽選により決定します。

【使用期間】

原則として2年以内
8月31日(木)までに区役所5階地域整備課の窓口で配布している申込書に記入の上、申し込む。

地域整備課まちづくり推進主査

☎(3546)5472

凡例

日時

会場

対象

内容

定員

費用

申し込み方法

お問い合わせ

申込先

HP

ホームページアドレス

Eメールアドレス

情報コーナー(10面からのつづき)

少年少女サッカー教室(初心者・初級者)

9月2日~11月4日(9月23日、10月14日を除く)の毎週土曜日 計8回
午後1時30分~3時30分
場浜町運動場
対区内在住・在学の小学生
定80人(申し込み多数の場合は抽選)
費無料(傷害保険は任意加入で保険料800円は自己負担)
申8月4日(必着)までに往復はがきに①~⑤(11面記入例参照)⑥学校名⑦学年⑧過去の本教室参加の有無を記入して申し込む。
◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先します。
◎当選者は区役所6階スポーツ課窓口で手続きがあります。
問スポーツ課スポーツ事業係
☎(3546)5531

レディースソフトボール教室

8月22日~9月15日の毎週火・金曜日 計8回
午後6時30分~8時30分
場月島運動場
対18歳以上の区内在住・在勤の女性(高校生を除く)
定40人(先着順)
費1,000円(傷害保険料として)
申7月21日(金)から8月4日(金)までに電話で申し込む。
問中央区体育協会事務局
☎(3546)5729

第71回区民体育大会

合気道大会
9月3日(日) 正午~
場総合スポーツセンター第1武道場
対区内在住・在勤・在学者および連盟登録者
費無料
申8月4日(必着)までに所定の申込用紙に記入の上、郵送で申し込む。
問〒263-0052
千葉県千葉市稲毛区あやめ台2-21-203糸田寛人方
中央区合気道連盟
☎043(252)5589

太極拳大会
9月18日(祝) 午前10時~
場築地社会教育会館屋内体育場
対区内在住・在勤・在学者および連盟登録者
費連盟登録者以外の方は出場料として4,000円(当日、会場で納入)
[競技種別]
・一般男子・女子(18歳以上50歳未満)
・壮年男子・女子(50歳以上)
[競技種目]
・簡化太極拳(24式)
・総合太極拳套路(42式)
・楊式規定拳(40式自選)
・32式太極剣
・集団
申7月31日(必着)までに所定の申込用紙に記入の上、持参または郵送で申し込む。
問〒104-8404
中央区築地1-1-1
中央区体育協会事務局
☎(3546)5729

バドミントン大会(ダブルス)

9月10日(日) 午前9時15分~
場総合スポーツセンター主競技場
対区内在住・在勤・在学者(中学生以上)および協会登録者
費保険料として300円(当日、会場で納入)
申8月10日(必着)までに所定の申込用紙に記入の上、郵送で申し込む。
問〒104-0052
中央区月島4-8-16岩崎ビル
中央区バドミントン協会
☎090(7942)3729

共通

実施要項および申込用紙は区役所6階中央区体育協会事務局窓口で配布します。なお、区または中央区体育協会のホームページからダウンロードすることもできます。
HP中央区体育協会
http://www.chuo-taikyo.jp/

硬式テニス教室(初心者・初級者)

9月8日~10月13日(9月29日を除く)の毎週火・金曜日 計10回
午後6時30分~8時30分
場京橋築地小学校
対18歳以上の区内在住・在勤者(高校生を除く)
定60人(申し込み多数の場合は抽選)
費2,500円
申8月4日(必着)までにはがきまたはファクスに①~⑤(11面記入例参照)⑥過去の本教室参加の有無⑦在勤の方は勤務先の名称・所在地・電話番号を記入して申し込む。
◎ファクスで申し込む方は送信後、スポーツ課に受信したか確認の電話をしてください。
◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先します。
◎抽選結果は封書でお知らせします。当選した方には、ご案内と教室参加費の納付書を同封します。
◎学校行事の都合により、開催回数などが変更になる場合があります。
問スポーツ課スポーツ事業係
☎(3546)5531
FAX(3546)9561

水中エクササイズ教室
9月2日~11月18日(9月23日を除く)の毎週土曜日 計11回
午前10時30分~12時30分
場日本橋小学校温水プール
対50歳以上の区内在住・在勤者
内中高年齢の方を対象とし、リズムに合わせて全身を動かす水中運動の教室です。泳げない方でも楽しめます。
定50人(申し込み多数の場合は抽選)
費・教室専用水泳帽代 550円
・施設使用料(毎回必要)
65歳以上の区民 無料
区民 350円
在勤者 500円
申8月4日(必着)までにはがきまたはファクスに①~⑤(11面記入例参照)⑥過去の本教室参加の有無⑦在勤の方は勤務先の名称・所在地・電話番号を記入して申し込む。
◎ファクスで申し込む方は送信後、

スポーツ課に受信したか確認の電話をしてください。
◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先します。
◎抽選結果は封書でお知らせします。当選した方には、ご案内を同封し

手帳 国保・年金

所得の申告書の提出を

[国民健康保険料均等割額の軽減]
前年中の総所得金額等が軽減判定基準に該当した世帯に対して、保険料の均等割額が別表のとおり軽減されます。
この軽減判定には、世帯主と国保加入者全員の前年の所得が確定していることが必要です。前年に収入がない方も、所得の申告が必要です。[高額療養費の自己負担限度額の変更と入院時食事代の標準負担額の減額]
別表

Table with 2 columns: 軽減内容, 軽減判定基準. Rows include 7割軽減, 5割軽減, 2割軽減 with corresponding income thresholds.

◎加入者には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方を含みます。
◎軽減判定基準日は、平成29年4月1日です。ただし、平成29年4月2日以降に新規加入した世帯については、資格を取得した日となります。
◎年度途中で世帯主が変更になった際は軽減区分が変更になる場合があります。

国民健康保険料の軽減・減免

[倒産・解雇、雇い止めなどにより退職された方への国民健康保険料の軽減]
倒産・解雇、雇い止めなどにより会社を退職された方は、申請により保険料が軽減される場合があります。申請には国民健康保険被保険者証と、雇用保険受給資格者証が必要です。
[災害その他特別な事情による国民健康保険料の減免]
災害などで生活が一時的に著しく困難になった時は、申請により一定期間、保険料の減免を受けることができる場合があります。

申請により新たに「住民税非課税世帯等」になられた方は、高額療養費の自己負担限度額も「住民税非課税」に変更され、また入院時の食事代の標準負担額も変更されます。
◎後期高齢者医療制度に加入されている方で、申告が確認できていない方には、後期高齢者医療制度保険料に関する申告書を既に送付しています。提出していない方は、お早めに提出してください。
問・保険料について
保険年金課資格係
☎(3546)5362
・高額療養費などについて
保険年金課給付係
☎(3546)5360

申請には国民健康保険被保険者証、印鑑、生活が困難である状況を証明できる書類、申請理由を証明できる書類が必要です。
同様に、医療機関などの窓口で支払う医療費の一部負担金についても減免の制度があります。
◎個々の事情により相違がありますので、事前にお問い合わせください。
問・保険料の軽減・減免について
保険年金課資格係
☎(3546)5362
・医療費の一部負担金の減免について
保険年金課給付係
☎(3546)5360

その他

生きがい活動支援室

気軽に楽しく生きがいづくりに取り組めるよう、シニアセンター内に「生きがい活動支援室」を開設しています。
9月~土曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時~午後5時
対50歳以上の区内在住者
内・生きがいづくりに関する相談(健康・家庭問題・暮らし・社会参加など)を受け、実際の行動につながる助言を行っています。
・仲間づくりや団体活動に積極的に参加し、生きがいを持って生活できるよう、「生きがいひろば」や生きがい活動リーダーによる健康吹矢講座などを開催しています。
・社会参加活動を支援するため、「生きがい活動支援室だより」の発

行や区主催の講座・教室、サークル活動などの情報を提供しています。

生きがい相談

9月・場・いきいき桜川(桜川敬老館)
毎月第1金曜日
・いきいき浜町(浜町敬老館)
毎月第1月曜日
・いきいき勝どき(勝どき敬老館)
毎月第2月曜日
午後1時~4時(いずれも祝日、年末年始を除く)
対いきいき館(敬老館)を利用している方
問シニアセンター
☎(3531)7813

犬を飼っている方へ

飼い主には、1匹ごとに犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。
今年度の狂犬病予防注射をまだ済ませていない方は、最寄りの動物病院で注射を受け、その証明書を中央

情報コーナー(11面からのつづき)

意しています。交流を通して、友達づくりの場としても活用できます。また、日々の子育てに役立つ各種講座の開催や、栄養士による食事相談日も設けています。

利用料は無料、予約の必要はありませんので、お気軽にご利用ください。

祝日、年末年始を除く毎日 午前9時～午後5時

区内在住の0～3歳になった最初の3月31日までの乳幼児とその保護者、妊娠中の方

別表1 実施場所・問い合わせ先

Table with 2 columns: 実施場所 (実施場所) and 問い合わせ先 (問い合わせ先). Rows include 子ども家庭支援センター さらら中央, 築地児童館, 新川児童館, etc.

講座・催し物

経営セミナー

8月22日(火) 午後2時～4時 区役所8階大会議室

区内中小企業経営者および従業員 商工業経営に役立つ専門知識の習得を目的とした経営セミナーです。

[テーマ] 危ない取引先を見抜く 与信管理の実務

[講師] ナレッジマネジメントジャパン(株)代表取締役・与信管理コンサルタント 牧野和彦

定100人(先着順)

費無料

区役所7階商工観光課で配布する申込書に記入してファクスで申し込む。

申込書は区のホームページからダウンロードすることもできます。

商工観光課中小企業振興係

☎(3546)5487 FAX(3546)2097

ホームページ作成セミナー 商用Web初級編

9月5～21日の毎週火・木曜日 計6回

午後6時30分～9時30分

場ハイテクセンター研修室

区内中小企業の経営者・従業員、個人事業主で、WindowsでWord・Excelの基本操作ができる方

商用ホームページ構築のための基礎知識、ホームページビルダーを用いてのサイト制作

定20人(申し込み多数の場合は抽選) 費6,000円

8月10日(必着)までに申込用紙に記入して郵送またはファクスで申し込む(電子申請も可)。

ファクスで申し込む方は送信後、商工観光課に受信したか確認の電話をしてください。

申込用紙は、区役所7階商工観光課、日本橋・月島特別出張所、ハイテクセンター、産業会館などにあるチラシの裏面をご利用ください。また、区のホームページからダウンロードすることもできます。

〒104-8404

中央区築地1-1-1 商工観光課中小企業振興係 ☎(3546)5487 FAX(3546)2097

現代に生きる伝統工芸士展 ～伝統工芸士とたいけんフェス～

8月22日(火)・23日(水) 午前10時～午後5時

場都立産業貿易センター台東館4階 展示室(台東区花川戸2-6-5) [最寄り駅] 東京メトロ銀座線、東武スカイツリーライン(伊勢崎線)、都営浅草線「浅草駅」

小学生からできるワークショップと実演を多数用意しています。江戸・東京の伝統の技を体験し、お子さんの夏休みの自由研究に活用ください。

費無料(ワークショップは別途材料費が必要)

当日、直接会場へお越しください。(各体験とも材料が無くなり次第終了します)

詳しくは、下記QRコードからご覧ください。

[後援] 都教育委員会 区(公財)東京都中小企業振興公社城東支社 ☎(5680)4631



地域で暮らすための福祉講座 ～生きがいと健康長寿は、お互いさまの助け合いから～

8月21日(月) 午後2時～3時30分 区役所8階第1会議室

区内在住・在勤・在学者

普段のごみ出しや食事から、趣味の日曜大工まで、1人よりも「お互いさまの助け合い」で行えば、もっと楽しくでき、生きがいにもつながります。

触れ合いのある地域をつくるための身近な参加方法を簡単なゲームで体験してみましょう。

[講師] (公財)さわやか福祉財団理事 丹直秀

定50人(先着順)

費無料

7月21日(金)から8月19日(土)までに電話で申し込む(受け付けは祝日を除く月～土曜日の午前9時～午後6時)。

京橋おとしより相談センター ☎(3545)1107

甲冑武者による戦国競馬 甲冑競馬「相馬野馬追」大井競馬場で披露

8月11日(祝) 午後5時30分～ 場大井競馬場(品川区勝島2-1-2)

[最寄り駅] 東京モノレール「大井競馬場前」駅下車徒歩2分

どなたでも(未成年者は保護者の同伴が必要)

馬事文化伝承と東北復興支援のために、福島県相馬地方の伝統行事であり国の重要無形民俗文化財である「相馬野馬追」を行います。

甲冑に身を包んだ若武者が、旗指物をなびかせて本馬場を駆けるさまは、千年の時をさかのぼったような壮大さです。

費100円(入場料)

20歳未満の方は勝馬投票券の購入

はできません。

特別区競馬組合競馬事務局広報担当 ☎(3763)2151

HP東京シティ競馬

http://www.tokyocitykeiba.com



▲甲冑競馬の様子

茶道教室

8月14日～平成30年1月8日の毎月第2月曜日 計6回 午前10時～11時

場いきいき浜町教養室

60歳以上の区内在住者(いきいき館の利用者証が必要)

協働ステーション中央 市民活動専門講座

「見える化、で思いを届ける」 「グラフィックレコーディング」

日・月別表2のとおり

場協働ステーション中央

区内在住・在勤・在学者

定20人(先着順)

費無料

7月25日(火)から電話、ファクスまたはEメールに①～④(11面記入例参照)を記入して申し込む。

区役所7階地域振興課、協働ステ

Table with 4 columns: 回数 (回数), 日時 (日時), 内容 (内容), 講師 (講師). Rows include 9月27日(水) and 10月4日(水).

計2回

離乳食講習会



Table with 4 columns: 日時 (日時), 会場 (会場), 対象 (対象), 内容 (内容), 定員 (定員), 費用 (費用), 申し込み方法 (申し込み方法), 問い合わせ (申込)先 (申込)先. Rows include 8月8日(火) and 8月25日(金).

(※1) 対象は、区内在住で各対象月齢に該当する第1子の保護者の方です。

(※2) 定員に満たない場合は、申込受付期間後も前日まで受け付けます。

スポーツ

ゴムバンドを使った体操教室

京橋地域

[日程] 毎月第2・4土曜日

場いきいき桜川(桜川敬老館)

日本橋地域

[日程] 毎月第2・3水曜日

場いきいき浜町(浜町敬老館)

月島地域

[日程] 毎月第2・3・4日曜日

場いきいき勝どき(勝どき敬老館)

共通

[時間] 午前10時～11時

内表千家の茶道を学ぶ教室

定8人(申し込み多数の場合は抽選) 費無料

7月31日(月)までにいきいき浜町窓口で直接申し込む(電話申し込み不可)。

受講決定者は8月2日(水)以降館内に掲示します。

場いきいき浜町(浜町敬老館)

☎(3669)3385

戦争と平和の図書展

[日程] 7月28日(金)～8月31日(木)

8月14日(月)・24日(木)は休館日です。

場日本橋図書館7階展示コーナー

戦争と平和に関する本を幅広く集めて展示します。

どなたでもご覧いただけます。

費無料

場日本橋図書館

☎(3669)6207

ーション中央、各区民館、日本橋・月島特別出張所、各社会教育会館、各図書館、中央区社会福祉協議会に設置してあるチラシの裏面が申込書になっていますのでご利用ください。チラシは「中央区社会貢献活動情報サイト」からダウンロードすることもできます。

場協働ステーション中央

☎(3666)4761

FAX(3666)4762

HP中央区社会貢献活動情報サイト

http://chuo.genki365.net/

Einfo-entry@kyodo-station.jp

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

凡例 日付 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込先) HPホームページアドレス Eメールアドレス

情報コーナー

遊ぶ 知る

学ぶ

記入例(はがき・ファクス)

1人1枚 限り

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入

- ①講座名など
②氏名・ふりがな
③〒・住所
④電話番号
⑤年齢
⑥その他必要事項
- ◎**区に〒・住所が記載されていない場合の宛先は**
〒104-8404
築地1-1-1中央区役所
〇〇課〇〇係(区宛の宛名)
◎「電子申請も可」と記載されているものは区ホームページの電子申請から申し込みも可能

施設 **11月分ヴィラ本栖・伊豆高原荘の申し込み**

施設名	ヴィラ本栖	伊豆高原荘
在住者優先申し込み	専用はがき(区内在住者優先利用申込書) 8月1日(火)午前7時~14日(月)午後11時 抽選日 8月16日(水)	8月14日(月)各施設必着 8月1日(火)午前7時~14日(月)午後11時 抽選日 8月16日(水)
空室申し込み(どなたでも申し込みます)	保養施設予約システムによる申し込み 8月20日(日)午前0時~ フロントへの電話による申し込み 8月20日(日)午前10時~	8月20日(日)午前0時~ 8月20日(日)午前10時~
利用できない日	11月1日(水)(区の事業のため)	—

◎保養施設予約システムは、区のホームページや、区役所に設置してある利用者端末をご利用ください。
◎伊豆高原荘をご利用の際に禁煙室を希望される方、高齢者や身体に障害のある方で2階の部屋を希望される方は、施設に直接ご連絡ください。
◎区内4カ所からヴィラ本栖まで乗り換えなしで行ける便利な直通バスを運行しています。
◎伊豆高原荘では、伊豆高原駅から施設までどなたでもご利用できる送迎バスを運行しています(利用者の人数に応じて、直通バスおよび送迎バスはジャンボハイヤーに変更する場合があります)。
◎施設のご利用について詳しくは、区役所・区民センター・区民館などに置いてあるパンフレットをご覧ください。

問地域振興課区民施設係 ☎(3546)5622

シニアセンターのパソコン利用

日 年末年始を除く毎日
午前9時~午後9時
(1人2時間まで。パソコン教室の開講時間中は利用不可)

場 シニアセンター

対 おおむね50歳以上の区内在住・在勤者

費 無料

[利用方法] 当日、受付でパソコン利用申込書に記入して利用する。

パソコン指導
毎週月曜日の午後2時~3時30分と水曜日の午前10時~11時30分に指導者がいますので、分からないことや疑問に思っていることなどを質問してください。

問 シニアセンター
☎(3531)7813

保健・医療・福祉

児童扶養手当およびひとり親家庭等医療費助成(医療証)の現況届の提出

手当を受給している方、医療証の交付を受けている方に、7月下旬に案内をお送りしますのでご覧ください。

届け出に必要なもの
[児童扶養手当]
・児童扶養手当証書
・印鑑
・案内に同封されている書類

[医療証]
・現況届用紙(案内に同封)
・対象者(親・子)全員の健康保険証

[共通]
・平成29年1月2日以降中央区に転入された方は平成29年1月1日現在の住民登録地で発行される平成29年度住民税課税(非課税)証明書

受付期間
8月1日(火)~31日(木)
問 子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350

女性福祉資金の貸し付け

経済的自立と生活安定のため、必要な資金をお貸しします。
対 区内に住所があり、かつ都内に引き続き6カ月以上居住している配偶者のいない方で、次のいずれかに該当する方

- ①25歳以上で親・子・兄弟姉妹などを扶養している方
- ②25歳以上でかつて配偶者のいない女性として児童を扶養していたことがあり、親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方
- ③40歳以上で婚姻したことがあり、親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方

◎②、③に該当する方は、年間所得額が2,036,000円以下であること

[資金の種類と貸付限度額]
別表1のとおり

◎申し込み方法、保証人、貸付利率、返済方法など詳しくはお問い合わせください。

問 子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350

別表1

資金の種類	貸付限度額
事業開始資金	2,830,000円
事業継続資金	1,420,000円
住宅資金	1,500,000円◎
転宅資金	260,000円
医療介護資金	医療 340,000円◎
	介護 500,000円
生活資金	月額 103,000円◎
結婚資金	300,000円
技能習得資金	月額 68,000円◎
就職支度資金	100,000円◎
修学資金	月額 27,000円~96,000円
就学支度資金	40,600円~590,000円

◎の貸付限度額には特例あり

訪問健康づくり事業

健康教室に通うことが困難と思われる方や、閉じこもりがちの方に保

健師が自宅を訪問し、健康状態に合わせて、簡単な体操や健康づくりのお話をします。

訪問までの流れ

電話による申し込み受け付けの後、健康状態や健康づくりの目標などを確認するために一度ご自宅に伺った後、定期的な訪問をスタートします。

[訪問期間] 月1回3カ月間

◎6カ月まで延長することができます。

[1回当たりの訪問時間] 2時間程度

対 健康教室に通うことが困難な65歳以上の区内在住者

内 自宅でできる体操の紹介
・口腔ケア、口腔体操の紹介
・食事の栄養バランスを良くするための話

費 無料

◎日程は相談の上、決定します。

問 高齢者福祉課高齢者活動支援係
☎(3546)5716

心身障害者福祉手当の申請

平成28年度以前に所得超過などの理由でこの手当を受給できなくなった方で、所得が別表2の限度額以下の方は手当の受給申請をすることができます。申請月からの支給となりますので、手当の受給を希望される方は、早めに手続きをお願いします。

なお、所得の他、年齢制限や他の手当との併給制限などがあります。詳しくはお問い合わせください。

問 障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546)5268
FAX(3544)0505

別表2

扶養人数	所得制限額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円

◎以下、扶養人数が1人増えるごとに、380,000円を加算します。

育児支援ヘルパー事業

妊娠中または出産後で育児や家事の支援を必要とするご家庭に対して、区と契約した事業者から、ヘルパーを派遣することにより、保護者の負担を軽減し、家庭における安定した子育てを支援する制度です。

対 区内在住で、育児や家事の支援を必要とする出産前(母子健康手帳交付時)から出産後6カ月に達するまでの乳児がいるご家庭

[派遣時間]
月~土曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時から午後6時までの時間帯で1日2時間

[派遣日数]
1回の妊娠につき15日が上限

[利用者負担金]
日額4,320円以内

◎保護者の所得により異なります。

[サービス内容]
・育児に関すること(授乳、沐浴、上のお子さんのお世話など)

・家事に関すること(掃除、洗濯、食事作り、買い物など)
◎希望するサービス内容は事前にご相談ください。

[利用方法]

利用日の3日前まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)に母子健康手帳と前年の所得が分かる書類(課税証明・源泉徴収票など)を持参して申し込み。

◎利用申請書は区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎詳しくはお問い合わせください。

問 子ども家庭支援センター事業係
☎(3534)2103

トワイライトステイ事業

保護者が仕事などの理由により帰宅が夜間となる場合に、お子さんを子ども家庭支援センターで一時的にお預かりします。

[利用時間]

午後5時~10時

対 区内在住の2歳から小学校6年生までのお子さんで保護者が次のいずれかに該当する場合

- ・就業のため帰宅が夜間となる場合
- ・冠婚葬祭、公的行事などに参加する場合
- ・病気、出産、けがなどのために通院する場合
- ・親族の疾病などによりその看護または介護に当たる場合
- ・裁判員制度における裁判員候補者の呼び出しおよび裁判員の出頭に応じる場合

定 2歳から未就学児 10人
小学生 10人

費 1回につき2,000円

◎所得要件に応じて利用料の減免制度があります。詳しくはお問い合わせください。

[食事]

1食400円で用意します(持ち込みも可)。

[利用方法]

事前登録をして利用前日までに子ども家庭支援センターに申請書提出する。

こども園のトワイライトステイ

京橋こども園でもトワイライトステイ事業を実施しています。利用方法などが子ども家庭支援センターと一部異なる場合がありますので、詳しくは直接京橋こども園へお問い合わせください。

問 子ども家庭支援センター事業係
☎(3534)2103
京橋こども園
☎(3564)5532

子育て交流サロン「あかちゃん天国」

「あかちゃん天国」は、親子の触れ合いと交流の場を提供するとともに、子育てに関するさまざまな情報提供や相談を行うことを目的とした「ひろば」です。

親子で楽しく過ごしていただけるよう、絵本や乳幼児用おもちゃを用

トピックス



「子どもの事故予防と応急手当」講習会

7月4日、日本橋保健センターで子どもの事故予防と応急手当に関する講習会が行われました。発達別に起こりやすい事故の特性やその予防方法、異物除去や心肺蘇生といった応急処置についての講義と実習が行われ、皆さんはメモを取るなどしながら熱心に学んでいました。

自転車の安全利用

自転車は車の仲間です



自転車は手軽で便利な乗り物ですが、交通ルールを守らないと、重大な交通事故につながる恐れがあります。原則として次の場合を除き車道を走らなければなりません。道路標識などにより、歩道を通行することができる」とされている場合

- 自転車安全利用五則
① 自転車は車道が原則、歩道は例外
② 車道は左側を通行
③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④ 安全ルールを守る
⑤ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
⑥ 夜間はライトを点灯
⑦ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
⑧ 子どもはヘルメットを着用
⑨ ルール・マナーを守っていても、事故に遭う可能性が
あります。重傷事故を防ぐために、大人も子どももヘルメットを着用しましょう。
区立公園や隅田川テラスなど、自転車走行が禁止されている場所では、自転車は降りて通行してください。
⑩ 万一の自転車事故に備え、保険に加入しましょう。
環境政策課交通対策係
☎(3546)5443

自動交付機の運用は10月末で終了

区役所本庁舎および日本橋・月島特別出張所に設置している自動交付機の運用は、10月31日(火)午後9時30分をもって終了します。

11月からは①「区民カード」、②「印鑑登録証・区民カード」を利用した自動交付サービスは受けられなくなりますので、ご注意ください。

コンビニ交付のご利用を

区では、③「マイナンバーカード」を利用して全国のコンビニエンスストアで、住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付を受けられるコンビニ交付サービスを実施しています。

④「マイナンバーカード」の申請方法などについて、詳しくはお問い合わせください。

区民カードをお持ちの方へ

区民カードは自動交付機専用のカードのため、自動交付機の運用終了後は使用できなくなります。カードにはさみを入れるなどして破棄してください。

印鑑登録証・区民カードをお持ちの方へ

自動交付機終了後も印鑑登録をしている証明として引き

引き続き利用をお願いします。窓口で印鑑登録証明書をご請求いただく際に必要ですので、大切に保管してください。電話予約で夜間も住民票の写しなどが受け取れます。区役所の開庁時間内に来庁できない方については、住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付をあらかじめ電話で予約し、平日の夜間や土曜日祝日に受け取ることができま

マイナンバー通知カードは届いていますか

マイナンバーをお知らせする「通知カード」は、世帯ごとに簡易書留で郵送しています。



▲①「区民カード」



▲②「印鑑登録証・区民カード」



▲③「マイナンバーカード」



▲④「通知カード」

お届けできずに区に返戻された場合は、受け取り方法を記載したご案内を普通郵便でお送りし、お住まいの地域により区役所または日本橋・月島特別出張所で引き渡します。まだ通知カードを受け取っていない方は、お送りしたご案内を確認の上、指定された窓口までお越しください。マイナンバーカード交付通知書をお持ちの方へ

マイナンバーカードは交付通知書受領後1カ月以内の受け取りをお願いします。お早めに交付窓口までお越しください。
区民生活課総合窓口係
☎(3546)5320
日本橋特別出張所区民係
☎(3666)4253
月島特別出張所区民係
☎(3531)1153

区内の文化財

灯臺 北村西望作銅造彫刻 附石造台座

区民有形文化財 彫刻 銀座四丁目1番2号 数寄屋橋公園



灯臺 北村西望作銅造彫刻

日本国内で発生した大規模な自然災害といえは、阪神・淡路大震災(平成7年)・新潟県中越地震(平成16年)・東日本大震災(平成23年)・そして平成28年熊本地震などが記憶に新しいところです。過去30年の間には、地震災害をはじめ大型台風の被害や豪雨災害などが日本各地で頻発しており、防災・減災に向けた取り組みが進められています。中でも、近代史上最大の自然災害となった関東大震災(大正12年)は、歴史に残る大規模な首都直下型地震として90年以上経過した今も災害教訓の継承が図られています。昭和35年(1960)には、関東大震災が発生した9月1日を「防災の日」に制定し、制定前年の伊勢湾台風(9月26日)による甚大な風水害の教訓も踏まえ、自然災害や防災力の強化を再認識する記念日(昭和57年から防災の日を含む1週間が「防災週間」となりました。

また、被災地周辺には古今を問わず記念碑などのモニュメントが建立されることが多くあり、災害の実情や教訓を後世に伝える重要な役割を果たしています。今回は、区内に点在する災害記念碑のうち、数寄屋橋公園内に建立された関東大震災10周年記念塔を紹介いたします。

関東大震災から10年目の昭和8年(1933)9月1日に建立された記念塔は、石造の台座にブロンズ像(像高約1m54cm)が据えられています。台座設計および彫刻制作は、平和祈念像(昭和30年制作・長崎市)の作者でもある彫刻家・北村西望(1884-1987)によるもので、台座正面の銘板には「不意の地震に不断の用意」の陽刻と「西望作」の陰刻銘が施されています。明治末から美術展覧会に名を連ねてきた北村西望は、躍動感に満ちた力強い造形美の彫刻を制作し、その生涯で数百点に上る作品を残しました(東京都井の頭自然文化園内に多数現存)。記念塔上のブロンズ像は、昭和6年(1931)開催の帝国美術院第12回美術展覧会のために制作・出品(彫刻の部・題名「燈臺」)した芸術的完成度の高い彫刻で、口を大きく開く阿形の獅子を従え、兜をかぶり炬火を掲げて警鐘を鳴らすような青年の像です。この銅造彫刻は、北村が得意とする肉付き豊かで動的なモデリングの造形表現が見て取れるとともに、道行く人々に関東大震災の教訓を伝える象徴的な像となっています。

中央区総括文化財調査指導員 増山一成